

ブラジルからの渡航者の米入国禁止措置

2020年5月25日

◎24日、米政府はブラジルからの渡航者（過去14日以内にブラジル滞在歴のある者で、米国籍者・市民権保有者等を除く）の米国への入国を、5月28日23時59分（米東海岸時間）から当面の間禁止することを発表しました（当時刻以前にブラジルを出発する米国行航空機に搭乗している者には、本件入国禁止措置は適用されません）。措置の詳細は下記からご確認ください。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-novel-coronavirus/>

◎上記措置の発効後は、米国入国を必要とする航空機の乗継ぎもできなくなると解されますので、ブラジルよりご帰国予定の方におかれては、ブラジル出国便の選定の際にご留意願います。

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp